

## 「中小企業等経営強化法」に係る

### 固定資産税（償却資産及び事業用家屋）課税標準の特例について

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、対象となる資産（事業用家屋・構築物）を拡充・延長します。

特例措置を受けるためには、税務課（天童市役所 1 階 9 番窓口）まで、下記掲載の「特例申告に必要な書類」をご提出ください。

#### 【特例の内容】

「先端設備等導入計画の認定を受けた事業者のうち中小事業者等（資本金 1 億円以下の法人、資本や出資がなく従業員数 1,000 人以下の法人、個人事業主など）」を対象として、「先端設備導入計画」に基づき取得した一定の資産で以下の要件に該当するものについて、取得した翌年度から 3 年間課税標準額をゼロにするものです。

#### 【対象資産】

生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均 1 % 以上向上。

| 資産の種類       | 最低取得価格<br>(1 基、1 台あたり) | 販売開始時期 | 資産の取得時期                             |
|-------------|------------------------|--------|-------------------------------------|
| ・機械及び装置     | 160 万円以上               | 10 年以内 | 平成 30 年 6 月 6 日～<br>令和 5 年 3 月 31 日 |
| ・測定工具及び検査工具 | 30 万円以上                | 5 年以内  |                                     |
| ・器具備品       | 30 万円以上                | 6 年以内  |                                     |
| ・建物附属設備     | 60 万円以上                | 14 年以内 |                                     |
| ・構築物        | 120 万円以上               | 14 年以内 | 令和 2 年 4 月 30 日～<br>令和 5 年 3 月 31 日 |
| ・事業用家屋      | 120 万円以上               |        |                                     |

#### <注意事項>

※事業用家屋については、商品の生産もしくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。先端設備等導入計画に家屋が盛り込まれてあること。取得価格の合計額が 300 万円以上の先端設備等を稼働させるために取得したものであることが要件です。

※中古資産は該当しませんので、ご注意ください。

※「先端設備等導入計画」の申請・認定前までに工業会等の証明書が取得できなかった場合でも、認定後から固定資産税の賦課期日(1月1日)までに工業会等の証明書を取得・提出することで特例を受けることが可能です。(計画変更により設備を追加する場合も同様)

※先端設備等については「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが必須です。

### 【特例申告に必要な書類】

- ①中小企業等経営強化法に係る固定資産税（償却資産及び事業用家屋）課税標準の特例申告書（申告書様式は、天童市ホームページからダウンロードできます）
- ②先端設備導入計画の申請書の写し
- ③先端設備導入計画の認定書の写し
- ④工業会等による仕様等証明書の写し

※リース会社が申告する場合は、上記①～④に加えて

- ⑤リース契約書の写し
- ⑥公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し

※事業用家屋を申請する場合は、上記①～④に加えて

- ⑦取得価格が120万円以上であることを証する書類（領収書等）
- ⑧家屋に生産性向上要件を満たす設備等が設置されていることが確認できる書類（図面等）

### <根拠条文>

地方税法附則第15条旧41項  
地方税法附則旧第64条

中小企業等経営強化法や先端設備等導入計画の詳細につきましては、中小企業庁のホームページをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

天童市で策定する導入促進基本計画については、天童市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.tendo.yamagata.jp/>

|   |
|---|
| 天童市 総務部税務課 固定資産税係<br>〒994-8510 山形県天童市老野森一丁目1番1号<br>TEL. 023-654-1111 内線 777、778 |
|---|